

報道関係者各位

令和6年7月4日

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	㈱浅川組（和歌山県和歌山市小松原通三丁目 69 番地）									
停 止 期 間	令和6年7月4日～令和6年10月3日									
停止措置の理由	上記の者は、自身が代表を務める特定建設工事共同企業体によって和歌山県発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事を施工し、令和4年9月、同県の検査を受けて工事を完了した。しかし、同年12月の同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明し、その後に同県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等で、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚したため、建設業法第28条第1項第2号に基づく営業の停止命令の処分を受けた。									
措 置 要 件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 別表第2(第3条、第5条関係) 贈賄、不正行為等に基づく停止基準 <table><tr><th>措 置</th><th>要 件</th><th>期間</th></tr><tr><td>8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。</td><td>ウ 府外工事等における違反 3月</td></tr></table>				措 置	要 件	期間	8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	ウ 府外工事等における違反 3月
措 置	要 件	期間								
8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	ウ 府外工事等における違反 3月								



SDGs 未来都市

舞鶴市 契約課 (担当：工原、林田)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1065、FAX:0773-62-9894

E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp